

海外子女教育振興財団における在留邦人子女に対するいじめ相談窓口の設置について

平成30年4月30日
在サイパン領事事務所

1 本邦内の学校においては、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、各学校へいじめ防止に関する措置等を求めているところですが、今般、文部科学省より改めて日本人学校や補習授業校等在外教育施設に対して、本法律等を周知しています。

2 これを受け、海外に在留する邦人の子女への教育振興を目的とする公益財団法人海外子女教育振興財団においては、従来から海外子女教育専門の教育相談員による教育相談を実施しておりましたが、この中で、いじめ相談についても対応することとなりました。相談窓口の連絡先等は次の通りです。

〈いじめ相談窓口〉

公益財団法人 海外子女教育振興財団 事業部 教育相談事業チーム

(電話)

+81-3-4330-1352

受付時間: 月曜～金曜 10時～16時(日本時間)

(E-mail)

sodanjigyo@joes.or.jp

受付時間: 随時

【参考】

公益財団法人 海外子女教育振興財団とは

海外に勤務する邦人の子女および海外勤務を終了し本邦に帰国した邦人の子女の教育の振興を図るため、必要な教育・研修、支援、助言・情報提供・調査等に関する事業を行い、海外勤務生活の安定に寄与し、もってわが国の海外における発展と国際交流の推進に資することを目的とする(昭和46年設立)。

<http://www.joes.or.jp/cms/joes/pdf/kaiin/jigyo.pdf>